

「上山の農業の振興に関する計画」に係る定期的な検証について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号ハの規定に基づく、検証結果は次のとおりです。

1 「農業の振興に関する計画」について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画（以下「27号計画」という。）で、市の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完するものです。

令和4年に策定した27号計画は、原口地区に農家民宿と農家レストランを建設することで、かみのやまワインによる農業振興を図ることを目的としております。

2 27号計画により目指す農業振興の方策

No.	方策
1	「生産⇒醸造⇒消費」の好循環サイクル実現に向けて、高品質なワイン用ぶどうの生産を続けながら、農業者自らがワインの製造、販売による新たなビジネスモデルの創出及びブティックワイナリーを軸とする農業振興を図っていく。

3 定期的な検証結果について

（1）対象施設及び検証内容等について

施設の種類	令和7年度目標と実績 上段：（目標） 下段： 実績		目標の 達成状況	検証結果 （地域の農業振興への寄与）
農家民宿 原口字東原13番 ほか10筆	宿泊 者数	(960人) 84人	8.8%	ワイナリー見学・テイスティング・ランチ・ワイナリーツアーなどのイベントを開催し宿泊者、利用者の増加に向け取り組んでいる。 農家民宿・レストランともに、当初見込んだ団体利用ではなく、数名での個人利用が多く数値目標の達成には至っていないものの、観光物産協会との協力体制を密にし、業者から個人客に至るまで幅広い客層が満足できるサービスを提供するなど、上山農産物の魅力の発信、新たな顧客層の発掘、交流人口拡大など地域の農業振興に寄与している。
農家 レストラン 原口字東原13番 ほか8筆	利用 者数	(3,900人) 561人	14.4%	